

一般財団法人民事法務協会
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人民事法務協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、登記、戸籍、供託及び後見等（以下「民事法務」という。）の制度に関する事業の実施、調査研究及び啓発宣伝等の活動を展開することによって、民事法務に関する情報の提供、知識の普及を図り、もって民事法務制度の発展と円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 後見制度に関する事業

(2) 電気通信回線による登記情報の提供に関する事業

(3) 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の受託に関する事業

(4) 民事法務の制度に関する書籍等の出版に関する事業

(5) 民事法務の制度に関する調査・研究

(6) 民事法務の制度に関する啓発・宣伝

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、全国都道府県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し又は担保に供しようとするとき若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5

号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第10条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項とは別に、評議員には、その職務を行うために要する費用(交通費実費相当額)の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

- 第14条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員及び評議員の報酬並びに費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれ等の附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保の提供若しくは基本財産からの除外
- (8) その他法令又は定款に定められた事項
(評議員会の開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(評議員会の招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 4 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

(評議員会の決議)

第 19 条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は担保の提供若しくは基本財産からの除外
 - (4) 役員及び評議員の報酬並びに費用の支給の基準
 - (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 8 名以内

- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に規定する代表理事とし、副会長をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- (役員を選任)
- 第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務及び権限)
- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限)
- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (役員の任期)
- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員解任)
- 第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (役員報酬等)
- 第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項とは別に、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用(交通費実費相当額等)の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会 (理事会の構成)

- 第 30 条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (理事会の権限)
- 第 31 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の開催及びその目的である事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、法令に定める事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、定時及び臨時の二種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) その他法令で定める招集の請求等があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、理事会の開催日の 1 週間前までに、理事に対して、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が議長の職務を代行する。

(理事会の決議)

第 35 条 理事会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(理事会の決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する、

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、この定款の第 4 条に規定する目的及び第 5 条に規定する事業並びに第 11 条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属及び剰余金)

第 40 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議によって、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人
- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登

記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
安藤良一、伊藤 進、大貫正男、鎌田 薫、田村典子
- 4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
新堂幸司、坂巻 豊、齋藤修一、佐々木雄三、澤井英久、山田卓生、山野目章夫
- 5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。
小畑和裕、佐々木 暁
- 6 この法人の最初の代表理事は、新堂幸司とする。
- 7 この法人の最初の業務執行理事は、坂巻 豊とする。

別表 基本財産(第6条関係)

財 産 種 別	数 量 等
定 期 預 金	金 3, 000, 000 円